

吸収分割契約に係る事後開示書類

(備置開始日：2022年10月1日)

名古屋市東区東片端町8番地
株式会社スズケン
代表取締役社長 浅野 茂

埼玉県本庄市児玉町共栄552番地1
ケンツメディコ株式会社
代表取締役社長 中村 雄紀

東京都豊島区北大塚二丁目17番10号
株式会社ネットホスピタル
代表取締役社長 木戸 英明

事後開示書類

(吸収分割会社／会社法第 791 条第 1 項および会社施行規則第 189 条に基づく事後備置書面)

(吸収分割承継会社／会社法第 801 条第 3 項および会社施行規則第 201 条に基づく事後備置書面)

株式会社スズケン（以下「吸収分割会社」という）は、2022年7月26日付でケンツメディコ株式会社（以下「吸収分割承継会社①」という）および、株式会社ネットホスピタル（以下「吸収分割承継会社②」という）との間でそれぞれ締結した吸収分割契約に基づき、2022年10月1日を効力発生日として、吸収分割会社のケンツ事業部の医療機器・材料製造販売に関連する事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社①へ承継させる吸収分割（以下「本件分割①」という）および、吸収分割会社のケンツ事業部の診断支援に関連する事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社②へ承継させる吸収分割（以下「本件分割②」という）をそれぞれ行うことといたしました。

本件分割①②に関する会社法第791条第1項第1号および会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号および会社法施行規則201条に定める事項は、下記のとおりです。

なお、本件分割は、吸収分割会社においては、会社法第784条第1項に規定する略式分割、吸収分割承継会社においては、会社法第796条第2項に規定する簡易分割に該当するため、いずれも株主総会の承認を経ずに本件分割①②を決定しております。

記

I. 本件分割の効力が発生した日

2022年10月1日

II. 吸収分割会社における法定手続の経過

(1) 株主による差止請求手続（会社法第 784 条の 2）

会社法第 784 条の 2 の規定による請求をされた株主はおられませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 785 条）

吸収分割承継会社①②はいずれも吸収分割会社の完全子会社であり、特別支配会社に該当するため、会社法第785条第2項第2号の規定に基づき吸収分割会社の株主に対する通知は行っておりません。

(3) 新株予約権による新株予約権買取請求手続（会社法第787条）

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者異議手続（会社法第789条）

本件分割①②に係る債務の承継はいずれも重畳的債務引受の方法によるため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

III. 吸収分割承継会社①②における法定手続の経過

(1) 株主による差止請求手続（会社法第796条の2）

本件分割は、吸収分割承継会社①②においてはいずれも会社法第796条第2項本文に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第796条の2ただし書の規定に基づき、同項本文の規定による差止請求は行えません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第797条）

本件分割は、吸収分割承継会社①②においてはいずれも会社法第796条第2項本文に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第797条第1項ただし書の規定に基づき、会社法第797条の規定による手続を行っていません。

(3) 債権者異議手続（会社法第799条）

会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2022年8月8日付で官報公告を行いました。が、会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はおられませんのでした。

IV. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社①

承継資産額：462 百万円 承継負債額：28 百万円

吸収分割承継会社②

承継資産額：16 百万円 承継負債額：39 百万円

V. 会社法第923条の変更の登記をした日

吸収分割承継会社①

2022年10月3日（予定）

吸収分割承継会社②

2022年10月3日（予定）

VI. その他重要な事項

該当事項はありません。

以上